

## 所管外学校入学届について

日頃より、長崎市の教育行政に対し、ご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

長崎市への転入に際し、長崎市に住所を有する児童生徒が長崎市立小・中学校以外の学校（国立・県立・私立・海外の学校等）へ進学（通学）する場合、「所管外学校入学」の届出が必要となりますので、下記の要領にて届出をお願いいたします。

なお、転入時に届出を行った後、長崎市内で住所が変更となっても、再度届出の必要はありません。ただし、転学により通学する学校が変更となる場合は、お手数ですが、再度届出をお願いいたします。

### 1. 届出方法

長崎市電子申請システムでの電子申請となります。

下記 QR コードから手続きしてください。

### 2. ご準備いただくもの

・入学（在籍）を証明する書類（以下のいずれか 1 つ）

① 入学承諾（許可）書

※原則、「合格証明書」は不可。ただし、入学を証明する書類が交付されない学校の場合のみ「合格証明書」も可とする。

② 在学証明書

③ 学生証

### 3. 届出期限

長崎市への転入手続き終了後、速やかに届出願います。

電子申請は  
こちらから



#### 【問い合わせ先】

長崎市魚の町 4 番 1 号（市役所 12 階）  
長崎市教育委員会  
学務課 就学支援係  
電話：829-1196（直通）  
e メール：gakumuka@city.nagasaki.lg.jp

※「QR コード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。